平成２４年（フ）第４４号
群馬県高崎市浜川町2317番地２
債務者　山田　　香
１　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第６８号
群馬県高崎市筑縄町15番地５　プリムローズ201号
債務者　酒井　淳彦
１　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第６９号
群馬県高崎市大八木町582番地２　ハイツしずか103号
債務者　高木　良高
１　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第７６号
群馬県高崎市金古町1489番地12
債務者　藤井　千治
１　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２３号
岐阜県土岐市肥田町肥田287番地の97
債務者　伊藤　寿芳
１　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第２４号
岐阜県中津川市苗木5669番地
債務者　宮本　美加
１　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第３０号
岐阜県多治見市姫町１丁目１番地　市営住宅104号
債務者　寺岡　和美
１　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第３４号
岐阜県瑞浪市下沖町１丁目２番地　Ｐｒｉｅｒ　M105
債務者　冨田日登美
１　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第７２号
川崎市川崎区小川町８番地９　プレールドゥーク川崎1004
債務者　高橋　　由
１　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第８０号
川崎市中原区宮内１丁目24番12―105号　広洋ビッグヴァン等々力公園
債務者　齋藤　和寿
１　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第８８号
川崎市多摩区宿河原２丁目39番27号　ハイツパレット201
債務者　唐橋孝太郎
１　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第８９号
川崎市高津区二子３丁目５番３号　ハイツコウチⅡ202
債務者　川島　正秀
１　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第９０号
川崎市麻生区金程１丁目37番19号　メゾンタ木201号、前住所川崎市麻生区向原２丁目７番１号　大河内方
債務者　福井　美穂
１　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
川崎市川崎区貝塚２丁目７番８号　吾妻荘203
債務者　新山　恒子
１　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１１６号
川崎市高津区二子２丁目６番20号　ペアパレス二子202
債務者　中村　友美
１　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
川崎市高津区上作延307番地１　市営住宅11―305
債務者　小林八千代
１　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係